

## 第8回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2020年5月4日（月）

午後7時から

場所：愛知県本庁舎6階 正庁

### 1 挨拶

### 2 議題

(1) 県民へのメッセージについて

(2) 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置の変更について

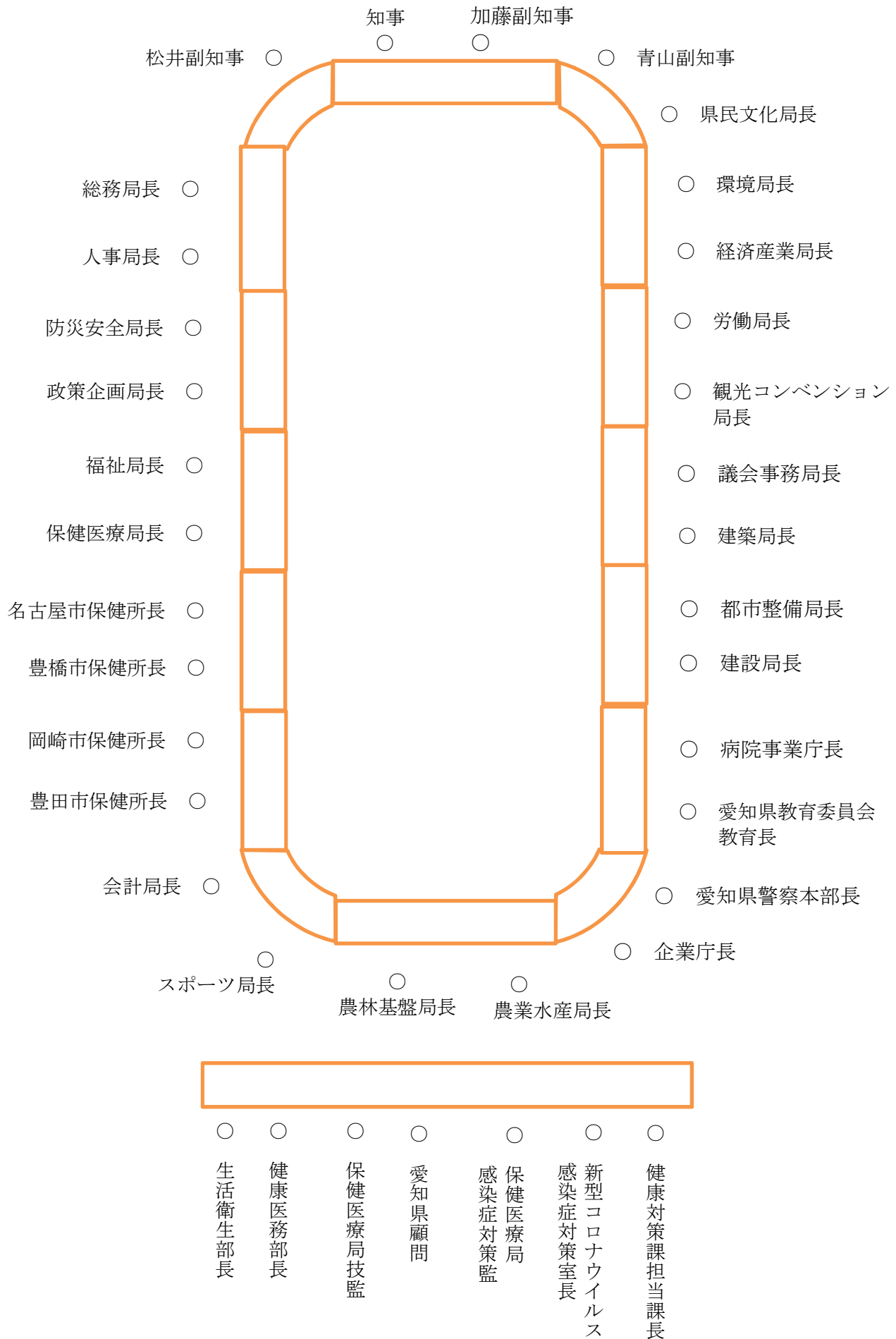
(3) その他

日時：2020年5月4日（月）

午後7時から

場所：愛知県庁本庁舎6階 正庁

## 第8回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



出入口

## 緊急事態宣言の期間延長について 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日（金）に県独自の「緊急事態宣言」を発出し、16日（木）には国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県に指定され、これらに基づく「緊急事態措置」の実施期間を5月6日（水）までといたしました。

この間、県民の皆様に対し、不要不急の外出・移動の自粛や「密閉」「密集」「密接」を避けていただくとともに、事業者の皆様には、休業等の協力を要請するなど、多くの皆様にご協力をいただき心より感謝申し上げます。

こうした中、本日、国において、緊急事態宣言の枠組みを5月31日（日）まで延長することが決定されました。これを受け、愛知県といたしましても、県の緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間を5月31日（日）まで延長することといたしました。

今後とも、入院医療体制の確保、外来診療体制の充実、PCR検査体制の拡充など、医療提供体制の更なる強化に全力で取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるための取組に万全を期してまいります。

県民の皆様におかれましては、引き続き、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

事業者の皆様におかれましても、引き続き、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等について、休業等の協力をお願いします。

また、手洗いなどの基本的な感染対策の継続はもとより、「あいちの買い物ルール」を始め多くの人が集まる場での取組や、テレワーク・時差出勤・テレビ会議など、接触機会を極力低減する取組をお願いいたします。

県民・事業者の皆様と、オール愛知で、この感染症を克服し、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、今一度、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 5月4日

愛知県知事 大村 秀章

## 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置 (案)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 5 月 4 日変更。以下「国対処方針」という。)」に基づき、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」として、以下により「愛知県緊急事態措置」を継続実施する。

### ■1. 措置を実施する期間

- 2020 年 4 月 10 日(金)から 5 月 31 日(日)まで。 ( 5 月 7 日(木)から 25 日間延長 )

### ■2. 措置の対象とする区域

- 愛知県全域

### ■3. 実施する措置の内容

#### (1) 県民の外出の自粛 (特措法第 45 条第 1 項)

- 生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛について、強く要請する。
- また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。
- 特に、大型連休期間に向けた、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛についても継続して強く要請する。
- また、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を要請する。

#### (2) 事業者への休業協力要請(施設の使用停止及び催物の開催の停止要請) (特措法第 24 条第 9 項)

- 特措法第 24 条第 9 項に基づき、別表 1-①及び別表 1-②に示す、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等に対し、4 月 17 日(金)から 5 月 6 日(水)までの 20 日間から、25 日間延長し 5 月 31 日(日)まで、休業等の協力要請を行う。
- 床面積の前項にあてはまらない別表 2 の施設についても、特措法によらない施設の使用の休業等の協力を依頼する。
- また、別表 3 に示す県民の生活や社会活動の維持に必要な施設は、基本的に休止を要請しないが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力を要請する。
- 県立学校については 5 月 31 日(日)までを臨時休業とし、市町村立及び私立の学校についても休業を要請する。
- なお、特措法第 45 条第 2 項、第 3 項、第 4 項に基づく要請、指示、公表については、国に協議の上、外出の自粛及び前項までの休業協力要請等の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものと

する。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供（特措法第48条・第49条）

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」では、医療崩壊を防ぐため、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。
- 「愛知方式」による医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法に基づき臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送（特措法第54条）

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請する。

(5) 物資の売り渡しの要請（特措法第55条）

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しを要請する。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- 必要に応じ、国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係事業者団体等に対して要請する。

■4. 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や国の緊急経済対策に基づく施策などにより、きめ細かな支援に努める。
- 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金により、4月17日(金)からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者等に対し、市町村と連携して協力金を交付する。
- 新型コロナウイルス感染症対策理容・美容業事業者休業協力金により、4月24日(金)から緊急事態措置の期間中、自主的に休業した理容・美容事業者に対し、市町村と連携して協力金を交付する。
- 中小・小規模企業総合相談窓口等により、売り上げ不振を始めとする県民や事業者からの社会経済面の相談に対応する。

(3) 医療面での対策

- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進める。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、入院協力医療機関や帰国者・接触者外来への設備整備への支援を行う。
- 感染症指定医療機関等の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の軽症者が療養を行う宿泊施設を開設する。
- 新型コロナウイルスに感染した患者等に対応した医療従事者の処遇改善を図るため、県独自の応援金を創設し、患者を受け入れる入院医療機関に交付する。
- 感染拡大と患者数の増加に対応するため、医療用マスクや防護服などの医療用物資を医療機関等に提供する。医療用物資の確保に際しては、企業、団体、個人等の協力も得ながら迅速に進める。

#### (4) 県民生活への対策

- 県民の皆様の目線で、休業・失業等による収入減少世帯への支援や、学校の臨時休業等の対応支援に取り組む。
- 学校の臨時休業時におけるオンライン授業を活用した子供たちの学びを保障できる環境を整備する。

#### (5) 経済対策

- 日本一の集積を誇る本県のモノづくり産業を支える中小企業の皆様を始め、農業・建設業・観光業など、幅広い産業に関わる方々が直面する苦境を乗り越えられるよう、資金繰りへの支援や需要拡大等の取組を行う。
- 実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設し、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援する。

#### (6) 多くの人が集まる場での対策

- 多くの人が集まる場での対策として、スーパー等における「あいちの買い物ルール」の実践や、公園等利用時のお願いなど、少人数での利用・混雑を避ける・人と人の距離を適切にとる等の行動を促す。

#### (7) 市町村との連携

- 本緊急事態措置を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

#### (8) 海外からの帰国者への対応

- 帰国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知する。

#### (9) 県の実施体制

- 緊急事態措置の実施期間中、県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、ワンストップで対応する「県民相談窓口(コールセンター)」を開設する。
- 県が主催するイベントの開催や県民利用施設の再開等については、適時適切に判断する。
- 緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

## ■5. 県民の皆様、事業者の皆様へのお願い

### (1) 外出自粛等<sup>等</sup>のお願い

- 県民の皆様に対して、以下の取組を継続して頂くようお願いいたします。
  - ① 医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛。いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりへの参加について自粛。
  - ② 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛
  - ③ 大型連休期間にお願いした、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛
  - ④ スーパー等での買い物の際の、少人数・短時間・咳エチケットの徹底・混雑時を避ける・買いだめや買い急ぎはしない・毎日の利用はしないの「あいちの買い物ルール」の実践

### (2) 休業協力等<sup>等</sup>のお願い

- 事業者の皆様に対して、引き続き、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等の休業等へ協力を要請いたします。
- 県民の生活や社会活動の維持に必要な施設には、基本的に休止を要請しませんが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力を要請いたします。
- スーパー等の事業者の皆様に対して、混雑時の入場制限・人と人との距離の確保・共用部の消毒・手指消毒・レジ前のパーティションの設置を行うとともに、開店から1時間程度を高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が安心して買い物できるようご配慮をお願いいたします。

### (3) 生活必需品の物資確保についてのお願い

- 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。

### (4) 医療従事者への風評被害についてのお願い

- 医療崩壊を起こさないためにも、感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされることがないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

別表1. 基本的に休止を要請する施設

① 床面積の合計によらない下記の施設 (特措法第 24 条第 9 項)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校(大学等を除く。)

② 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える下記の施設 (特措法第 24 条第 9 項)

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗



別表2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

①床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等	停止及び催物の開催の停止	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	要請(休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	要請(休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

別表3. 基本的に休止を要請しない施設

※(3)「適切な感染防止対策」の協力を要請(特措法第24条第9項)

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

(「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設		卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 営業時間の短縮の協力要請 営業時間短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等		バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等		工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

(3)適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設へ入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約 2 m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば、2 つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫防止、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

■施設対象一覧(事業者の方へ)

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	バー			
	個室付浴場業に係る公衆浴場			
	ヌードスタジオ			
	のぞき劇場			
	ストリップ劇場			
	個室ビデオ店			
	ネットカフェ			
	漫画喫茶			
	カラオケボックス			
	射的場			
	勝馬投票券発売所			
	場外車券売場			
競艇場外発売場				
ライブハウス				
運動施設 遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	水泳場			
	ボート場			
	スポーツクラブなどの運動施設			
	マージャン店			
	パチンコ屋			
	ゲームセンターなどの遊技場			
劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場			
	映画館			
	演芸場			
集会・ 展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂			
	展示場			
	博物館			
	美術館			
	図書館			

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
文教施設	学校(大学等を除く)	原則として施設の 使用停止及び催物 の開催停止を要請	原則として施設の 使用停止及び催物 の開催停止を要請	原則として施設の 使用停止及び催物 の開催停止を要請
大学・ 学習塾等	大学	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止など適切な対応 について協力を依 頼	営業を自粛してい ただきたいが、 様々な事情から営 業を継続する場合 には、適切な感染 防止対策を求める
	専修学校			
	各種学校などの教育施設			
	自動車教習所			
	学習塾			
ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限 る。)	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止など適切な対応 について協力を依 頼	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止など適切な対応 について協力を依 頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以 外の店舗	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及 び催物の開催の停 止など適切な対応 について協力を依 頼	営業を自粛してい ただきたいが、 様々な事情から営 業を継続する場合 には、適切な感染 防止対策を求める
	生活必需サービス以外の サービス業を営む店舗			
社会福祉施 設等	保育所	必要な保育等を確 保した上で、適切な 感染防止対策の協 力要請	必要な保育等を確 保した上で、適切な 感染防止対策の協 力要請	必要な保育等を確 保した上で、適切な 感染防止対策の協 力要請
	学童クラブ			
	通所介護その他これらに類す る通所又は短期間の入所によ り利用される福祉サービス を提供する施設(通所又は短期 間の入所の用に供する部分に 限る。)	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請
	保健医療サービス提供施設 (通所又は短期間の入所の用 に供する部分に限る。)			
医療施設	病院	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請
	診療所			
	薬局			

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
生活必需物資販売施設	卸売市場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売り場			
	百貨店における生活必需物資売場			
	ホームセンターにおける生活必需物資売場			
	スーパーマーケットにおける生活必需物資売場			
	コンビニエンスストア			
食事提供施設	飲食店 (居酒屋含む) (宅配・テイクアウト含む)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)
	料理店 (宅配・テイクアウト含む)	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請
	喫茶店 (宅配・テイクアウト含む)			
住宅・宿泊施設	ホテル	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	旅館			
	共同住宅			
	寄宿舎			
	下宿			
交通機関等	バス	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー			
	レンタカー			
	鉄道			
	船舶			
	航空機			
	物流サービス（宅配等）			
工場等	工場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場			

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
金融機関・ 官公署等	銀行	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請
	証券取引所			
	証券会社			
	保険			
	官公署			
	事務所			
その他	メディア	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請
	葬儀場			
	銭湯			
	質屋			
	獣医			
	理美容			
	ランドリー			
	ごみ処理関係			

**【問い合わせ先】**

《愛知県・新型コロナウイルス感染症に関する県民相談総合窓口(コールセンター)》

電話番号：052-954-7453

開設時間：9時～17時(土日祝日含む毎日)

※おかけ間違いにご注意ください。

## 各局の対応等説明資料

1	保健医療局	1
2	総務局(防災安全局)	5
3	福祉局	7
4	経済産業局	9
5	建設局	11
6	都市整備局	15
7	教育委員会	17





(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

検査実施人数※1	陽性者数※2	入院中			施設入所	退院	転院	死亡
		軽症・中等症	重症					
7,632人	485人	136人	128人	8人	21人	291人	3人	34人

## Aクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
39人	0人	0人	0人	0人	0人	37人	0人	2人

## Bクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
73人	1人	1人	0人	0人	0人	54人	0人	18人

## Cクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
25人	2人	2人	0人	0人	1人	22人	0人	0人

## Dクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
14人	2人	2人	0人	0人	5人	3人	0人	4人

## Eクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
18人	7人	7人	0人	0人	0人	11人	0人	0人

## Fクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
18人	13人	13人	0人	0人	1人	2人	0人	2人

## Gクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
12人	8人	7人	1人	1人	2人	2人	0人	0人

## Hクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
26人	21人	21人	0人	0人	4人	1人	0人	0人

## 県外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
37人	6人	5人	1人	1人	1人	27人	3人	0人

## 海外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
22人	3人	3人	0人	0人	0人	17人	0人	2人

## その他の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
201人	73人	67人	6人	6人	7人	115人	0人	6人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。

※2 検査件数は、11,295件。

※3 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染5人については、含めていない。

## 愛知県内における新型コロナウイルス 遺伝子検査件数

2020年5月3日15時現在

検査日	検査件数 (件)	陽性者数 (人)	率
1月30日 (木) ～3月1日 (日)	639	30	4.69
3月2日 (月) ～3月8日 (日)	689	48	6.97
3月9日 (月) ～3月15日 (日)	812	41	5.05
3月16日 (月) ～3月22日 (日)	1,121	22	1.96
3月23日 (月) ～3月29日 (日)	1,003	23	2.29
3月30日 (月) ～4月5日 (日)	1,155	61	5.28
4月6日 (月) ～4月12日 (日)	1,614	102	6.32
4月13日 (月)	121	6	4.96
4月14日 (火)	290	10	3.45
4月15日 (水)	251	12	4.78
4月16日 (木)	251	14	5.58
4月17日 (金)	305	10	3.28
4月18日 (土)	280	19	6.79
4月19日 (日)	136	10	7.35
4月20日 (月)	181	10	5.52
4月21日 (火)	349	17	4.87
4月22日 (水)	255	17	6.67
4月23日 (木)	258	10	3.88
4月24日 (金)	247	10	4.05
4月25日 (土)	228	1	0.44
4月26日 (日)	123	1	0.81
4月27日 (月)	162	2	1.23
4月28日 (火)	247	5	2.02
4月29日 (水)	185	2	1.08
4月30日 (木)	143	3	2.10
5月1日 (金)	156	1	0.64
5月2日 (土)	94	0	0.00
計	11,295	487	4.31

\*愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

\*民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

\*【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計7,632人。

## 感染者数と感染経路不明者数の推移

2020年5月3日現在

期間	患者数	感染経路不明
2月10日（月）～2月16日（日）	3	0
2月17日（月）～2月23日（日）	12	0
2月24日（月）～3月1日（日）	15	2
3月2日（月）～3月8日（日）	48	5
3月9日（月）～3月15日（日）	41	3
3月16日（月）～3月22日（日）	22	7
3月23日（月）～3月29日（日）	24	3
3月30日（月）～4月5日（日）	60	20
4月6日（月）～4月12日（日）	99	29 (29.3%)
4月13日（月）～4月19日（日）	79	33 (41.8%)
4月20日（月）～4月26日（日）	68	16 (23.5%)
4月27日（月）～5月3日（日）	14	7 (50.0%)
計	485	125 (25.8%)



2020年5月4日（月）  
総務局（防災安全局）

## 広報車や同報無線による「ゴールデンウィーク期間中の外出自粛の要請」について

### 1 防災安全局、県民事務所の対応

- 4月29日（水・祝）から5月6日（水・振休）の期間中、午前10時から午後2時までの間、常時7台が対応

	広報車両の各日の台数	区 域
防災安全局	1 台	名古屋市内
県民事務所	6 台（各事務所1台）	所管区域
合 計	7 台	

### 2 建設事務所の対応

- 5月1日（金）から5月6日（水・振休）の期間中、午前10時から午後2時までの間、常時6台が対応

	広報車両の各日の台数	区 域
一宮建設事務所	1 台	所管区域
知多建設事務所	3 台	
知立建設事務所	1 台	
新城設楽建設事務所	1 台	
合 計	6 台	

5月5日（火）以降の県対応の広報活動は、常時13台で実施

### 3 市町村の対応

- 広報車による対応

4月29日（水・祝）から5月6日（水・振休）の期間中、概ね午前9時から午後5時までの間、35市町村において延べ501台が対応

【5月5日（火）】

25市町村で、概ね9時から17時までの間に61台が対応

【5月6日（水）】

25市町村で、概ね9時から17時までの間に61台が対応

（名古屋市） 広報車1日1台 午前、午後 巡回

（豊橋市） 広報車1日1台 午前 巡回

- 同報無線による対応

4月29日（水・祝）から5月6日（水・振休）の期間中、31市町村が対応

【5月5日】

27市町村で、6時30分から20時50分までの間が対応

【5月6日】

24市町村で、6時30分から20時50分までの間が対応

（名古屋市） 5月1日の午後6時に同報無線での呼び掛けを実施

（豊田市） 豊田市は、午前10時に同報無線での呼び掛けを実施

## 社会福祉施設等への対応

## 1 事業継続・感染拡大防止対策の要請等について

## (1) 保育所、認定こども園、放課後児童クラブについて

- 5月6日までは、やむを得ず家庭での保育が困難な方に限り保育を実施するなど、感染防止の観点から可能な限り規模を縮小の上、事業を継続するよう市町村へ依頼済み。(4月10日、15日)
- 医療従事者等の確保のため、子どもの預け先がなくなることで医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、また、偏見や差別により医療従事者等の子どもの預かりが拒否されることがないよう、市町村へ依頼済み。(4月20日)
- 国内及び県内の感染者の状況から、保育所等の規模縮小期間について、5月31日まで延長するよう市町村へ依頼済み。(4月27日)
- 緊急事態宣言が延長された場合においても、保育所等で、保護者に対する相談支援の実施など必要な関与を継続すること、また、必要な方に適切に保育が提供されるよう、改めて市町村へ依頼済み。(5月1日)

## (2) 高齢者・障害者福祉施設等について

- 5月6日までは、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意するとともに、面会の制限及び職員のマスクの着用やアルコール消毒、出勤前の体温の計測を徹底するなど感染防止対策を図った上で、原則として事業を継続するよう施設設置者等に依頼済み。(4月10日)
- 高齢者施設等における一層の感染症防止対策の徹底及び感染症発生時における消毒マニュアルの周知による消毒の徹底を、ゴールデンウィーク前に改めて依頼。(4月28日)
- 県緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き5月31日までは、感染防止対策を図った上で、原則として事業を継続するよう施設等設置者等に改めて依頼予定。(5月4日)



# 県民生活への対策

## 1 「生活福祉資金貸付制度」の拡充

愛知県社会福祉協議会において実施している生活福祉資金貸付制度に特例措置を設けて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少した世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の貸付を実施。

- (1) 貸付窓口 県内の市区町村社会福祉協議会(69ヶ所)  
県内の労働金庫（東海労働金庫本店営業部及び20支店（21ヶ所））
- (2) 受付期間（特例措置分） 2020年3月25日（水）～7月31日（金）  
（終了日は予定）

### (3) 制度の概要

- 緊急小口資金 10万円以内  
学校等休業、個人事業主等の場合は特例として20万円以内
- 総合支援資金（生活支援費） 2人以上世帯：月20万円以内  
単身世帯：月15万円以内

### (4) 貸付決定件数等（3/25～4/30）

決定件数	決定金額	備考
7,339件	11億8,867万円	緊急小口資金 7,338件 総合支援資金 1件

## 2 「住居確保給付金」の拡充

離職・廃業により住居を失った又は失うおそれがある方に期間を定めて家賃相当額を支給する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・廃業していないものの同程度の状況にある方も対象に加える。

- (1) 支給額 単身世帯の場合37,000円（上限）  
（住所地や世帯構成等により異なる。）
- (2) 申込・相談窓口 自立相談支援機関(市福祉事務所や県福祉相談センター等)
- (3) 支給決定件数（4/20～4/24）

件数	決定額
32件	1,075,900円

## 3 インターネットカフェ等への休業要請に伴う宿泊施設の確保

インターネットカフェ等の休業により、当該施設を利用できなくなった利用者に対し、低額な宿泊料で利用可能な宿泊施設の提供に協力いただける事業者を募集。

- (1) 募集要件  
県内に所在する宿泊料（素泊まり）1泊3,500円以下（消費税を除く）での利用が可能な施設
- (2) 募集期間 2020年4月17日（金）から5月6日（水）まで（31日まで延長）
- (3) 宿泊施設の紹介 県地域福祉課のWebページで紹介
- (4) 協力宿泊施設数（5/1現在）

協力宿泊施設数	室数
41施設	1,157室

## 4 感染症患者の子どもへの保護について

新型コロナウイルス感染症に保護者が感染し、子どもの養育が困難な家庭については、保護者が退院するまでの間、本県の児童相談センターが一時保護所において子どもを保護する。

### 保護実績

月日	保護児童数
4/21～4/30	2名

## 経済産業局の対応

### 1 「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の創設

本県の休業要請・休業協力依頼に応じて、全面的に協力いただける事業者に対し、市町村と連携して協力金を交付

【交付額（定額）】50万円（県25万円、市町村25万円）

### 2 医療物資の調達

無償又は有償で、医療物資（マスク、防護服、フェイスガード等）を提供していただける事業者を募集（4月17日から）

・無償分（寄贈）197件（4月30日現在） ※主な寄贈品

品目	マスク		防護服	手袋
	N95	その他		
枚数(概算)	2千枚	13万3千枚	1万枚	6千枚

・有償分（情報提供）375件（4月30日現在）

### 3 相談窓口の開設（「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応）

県機関、県内商工会議所・商工会等、約100カ所に設置する相談窓口で、中小・小規模企業や事業基盤の弱いフリーランスを含む個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施

＜相談実績＞9,850件（2/3～4/29の累計）

期間	2/3～2/5	2/6～2/12	2/13～2/19	2/20～2/26	2/27～3/4	3/5～3/11
件数	11件	11件	98件	86件	406件	1,190件
期間	3/12～3/18	3/19～3/25	3/26～4/1	4/2～4/8	4/9～4/15	4/16～4/22
件数	765件	759件	675件	1,033件	1,485件	1,771件
期間	4/23～4/29					
件数	1,560件					

### 4 県融資制度の拡充

（1）「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設（5月1日～12月31日）

- ・一定の要件を満たす場合、当初3年間を実質無利子
- ・無担保
- ・信用保証料の全額又は半額免除
- ・信用保証協会に対する損失を県が全額補償（条件変更による増額分は事業者負担）
- ・融資枠 4,000億円

## (2) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設 (3月9日から)

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

- ・ 県が契約時の信用保証料を全額負担 (年 0.38%～年 1.74%)
- ・ 原則、無担保
- ・ 信用保証協会に対する損失を県が全額補償
- ・ 融資枠 2,000 億円

融資実績 (保証承諾ベース・4月29日時点)	5,626 件	1,008 億円
------------------------	---------	----------

## (3) 「サポート資金 (セーフティネット)」の拡充 (3月2日から)

### ①セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害(自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。)の影響を受けた地域として指定

融資実績 (保証承諾ベース・4月29日時点)	2,385 件	542 億円
------------------------	---------	--------

### ②セーフティネット保証5号の業種の追加指定

国が全国的に業況の悪化している業種として、2020年度第1四半期においては738業種を指定(4月10日現在。3月6日以降、宿泊業、飲食業、乳製品製造業、理容・美容業、飲食料品小売業、老人福祉・介護事業等を順次追加)

融資実績 (保証承諾ベース・4月29日時点)	406 件	103 億円
------------------------	-------	--------

## (4) 「サポート資金 (大規模危機対応)」の取扱い開始 (3月13日から)

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象

融資実績 (保証承諾ベース・4月29日時点)	497 件	179 億円
------------------------	-------	--------

## (5) 「サポート資金 (経営あんしん)」の拡充 (2月18日から)

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後の2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和

融資実績 (保証承諾ベース・4月29日時点)	560 件	61 億円
------------------------	-------	-------

2020.4.28

## 変更

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた、港湾における利用制限箇所を追加します。

2020年4月27日（月）  
愛知県建設局  
河川課管理グループ  
担 当 伴野、鈴木  
内 線 2722、2723  
ダイヤル 052-954-6552  
砂防課業務・管理グループ  
担 当 新井、松元  
内 線 2743、2750  
ダイヤル 052-954-6558  
港湾課港湾管理グループ  
担 当 山中、熊崎  
内 線 2762、2763  
ダイヤル 052-954-6564

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた河川、 港湾等における対応について

現在、愛知県が管理する河川、海岸、砂防、港湾及び漁港（以下「河川等」という。）の緑地等オープンスペースについては、散歩等が可能な場として、利用できることとしています。

これらオープンスペースの中には、今月末からの大型連休を控え、多数の人が密集する可能性がある場所があるため、下記のとおり県民の皆様の一層の御協力について別添（例）を現地に掲示する等、啓発を図ります。

### 記

#### 1 掲示場所

河川等のバーベキュー、サーフィン、魚釣り等の利用により、多数の人が密集する可能性があるオープンスペース

##### 掲示場所の例

- ①河川（古巣水辺公園（豊田市、矢作川）、木瀬ダムの広場（豊田市、木瀬川））
- ②砂防（白川砂防堰堤（豊田市、白川））
- ③港湾（三河港大塚海浜緑地（蒲郡市））

#### 2 掲示期間

2020年5月31日（日）まで

今後の感染の広がりなどの状況によっては、掲示期間を延長する場合があります。

#### 3 その他

なお、赤羽根漁港及び豊浜漁港豊浜地区の入口については、特にサーフィンや魚釣りの利用者等、多数の人が密集する可能性があるため、地元市町等との協議を踏まえ、4月27日（月）からバリケード等の設置により、利用制限をかけることとします。また、伊良湖港における公共駐車場においても同様なことが想定されるため、4月28日（火）から利用制限をかけることとします。

# 河川の利用における 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた

## お願い

- ① 少人数
- ② 混雑を避ける
- ③ 人と人との距離を適切にとる

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課

TEL 012-345-6789

## 対策後の状況

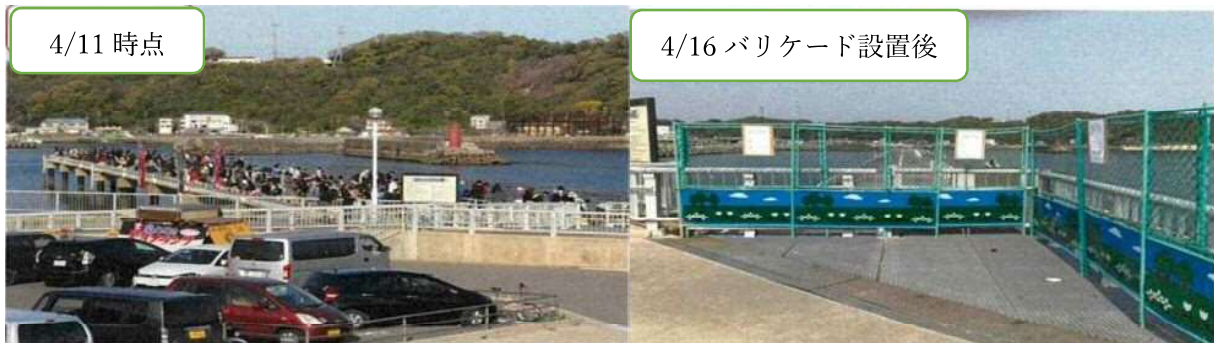
### ○赤羽根漁港（港内駐車場）

サーフィン客等、多数の人が密集する可能性のある赤羽根地区においては、4月27日の漁港駐車場へのバリケード設置等による利用制限により、5月3日現在、密集の発生や情報は無い。（田原市確認）

### ○豊浜漁港（豊浜地区）

釣り客による多数の人が密集していた同地区においては、4月16日の釣り桟橋、同27日からの緑地へのバリケード設置等による利用制限により、5月2日現在、密集の発生や情報は無い。

#### 釣り桟橋



#### 緑地（駐車場）



### ○伊良湖港（公共駐車場）

観光客等、多数の人が密集する可能性のある同港においては、4月28日の同港公共駐車場へのバリケード設置等による利用制限により、若干の路上駐車は見受けられるが、5月3日現在、密集の発生や情報は無い。（道の駅「伊良湖クリスタルポルト」確認）



2 公 緑 号 外  
令和 2 年 4 月 3 0 日

各市町村都市公園維持管理担当部長 殿

愛知県都市整備局  
都市基盤部公園緑地課長

新型コロナウイルス感染症（COVID（コビッド）-19）の対策における  
公園等の遊具の利用制限について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策の徹底については、令和2年4月24日付け2公  
緑号外で通知したところです。

現在、県営都市公園では、屋内施設（体育館等）、屋外施設（野球場等）を6月1日  
（月）まで休業しております。

さらに、遊具についても利用者が集中し接触するなど「密」となる可能性があるも  
のについて利用を制限しております。

各市町村におかれましても、遊具の利用状況を確認いただき、「密」となる可能性が  
あるものについては利用制限を行うように努め、新型コロナウイルス感染拡大防止に  
向け、さらなる対応をお願いします。

なお、本通知について、遊具が設置されている類似施設を所管する関係部署への周  
知につきましてもお願いします。

担 当 業 務 ・ 管 理 グ ル ー プ  
電 話 052-954-6525 (ダイヤル)



〔参考〕 県営都市公園における遊具の利用制限の例



各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校における教育活動の円滑な再開に向けた対応について  
(通知)

県立学校の臨時休業期間については、令和2年4月24日付け2教保第113-1号で5月31日(日)まで延長し、6月1日(月)に学校を再開する旨を通知したところです。

この通知において、5月21日(木)以降を学校再開準備期間とし、その内容については、改めて通知することとしておりました。このたび、下記のとおり学校再開準備期間における具体的な取組内容を取りまとめましたので、円滑な学校再開に向けて準備を進めてください。

また、6月1日(月)から学校を再開し、授業を開始することとしますが、学校再開後2週間は、分散登校を行うなどにより、半日授業を基本に段階的な対応を進めてください。学校再開準備期間、学校再開後の取組の実施にあたって、別添1「学校再開に向けた段階的な対応」、別添2「学校再開準備期間及び学校再開後の分散登校等の実施例」を参考としてください。

なお、今後の県内や地域の感染状況を踏まえ、学校再開に向けた段階的な考え方を変更する場合があります。

記

- 1 分散登校・時差登校により登校日を設定し、学校再開に向けた準備を行う。
- 2 登校日には、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談、学校再開時の時間割の提示や持ち物の連絡などを行う。
- 3 登校日の実施にあたっては、感染防止対策を徹底し、幼児児童生徒の安全確保に努めるとともに、学校再開に向けた保健管理体制を整える。

担当 保健体育課 振興・保健グループ(山下)  
高等学校教育課 教科・定通指導グループ(鶴見)  
特別支援教育課 指導グループ(尾野)  
電話 052-954-6793(保健体育課ダイヤル)  
052-954-6787(高等学校教育課ダイヤル)  
052-954-6798(特別支援教育課ダイヤル)

## 学校再開に向けた段階的な対応

### 1 高等学校

月	日	曜	期	対応
5	7	木	学校休業期間	<p>○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補習、部活動は自粛する。</li> </ul> <p>○オンライン授業の環境を整備する。</p>
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
6	30	土	学校再開準備期間	<p>○学校再開に向けて、<b>登校日を設定する。</b></p> <p>&lt;登校日の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校、時差登校を行う。</li> <li>・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度以内とする。</li> <li>・一人の生徒が登校するのは、週2回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。</li> <li>・授業を行わず、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談や相談などを行う。</li> </ul> <p>○地域の感染状況等を踏まえ、<b>自主的な登校を併用しての学習支援の実施を可とする。</b></p>
	31	日		
	1	月		
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
6	10	水	学校再開	<p>○授業を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密を避けるため、1学級を20名程度ずつ午前と午後に分けて登校させる。</li> <li>（昼食時間を設けず、半日授業とする）</li> </ul> <p>○夜間定時制課程は<b>通常授業と給食を行う。</b></p> <p>○オンライン授業の活用</p> <p>○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。</p>
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火		
				<p>○通常授業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> </ul>

## 2 特別支援学校

月	日	曜	期	対応
5	7	木	学校休業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。</li> <li>○自主登校教室は、真にやむを得ない児童生徒について、受け入れる。</li> <li>○オンライン授業の環境を整備する。</li> </ul>
	20	水		
	21	木	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校再開に向けて、<b>登校日を設定する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校、時差登校を行う。</li> <li>・一人の生徒が登校するのは、週1回～3回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。</li> <li>・授業を行わず、課題提出、健康観察等学級の時間とする。</li> </ul> </li> <li>○地域の感染状況等を踏まえ、<b>自主的な登校を併用しての学習支援を実施することもできる。</b></li> </ul>
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
30	土			
31	日			
6	1	月	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業と給食を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> </ul> </li> <li>&lt;例&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密を避けるため、学年ごとに登校日を設定する。(半日授業とする)</li> </ul> </li> <li>○スクールバスを増車(4月補正分)する。</li> <li>○オンライン授業の活用</li> <li>○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。</li> </ul>
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常授業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
	16	火		

## 学校再開準備期間及び学校再開後の分散登校等の実施例

### 1 高等学校

- 再開準備期間においては「登校日」として、再開後は「通常授業に段階的に移行」するため、一つの教室に入る生徒数が20名程度となるよう分散登校を行う。
- 公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校を行う。
- 学校内においては、3密を避けて指導を行う。

#### ○ 分散登校の実施例

各クラスを2つのグループに分けて、一つの教室に入る生徒数を20名程度として登校する。

#### ○ 学校再開後2週間における授業の実施例

- 各クラス20名程度のグループ（A、Bとする）をつくり、生徒は下の表のように午前か午後に登校する。

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

- 授業は通常の時間割で行う。

#### <時差登校による時程の例>

午前	9:30～9:40	ST
	9:40～10:30(50分)	1限
	10:40～11:30(50分)	2限
	11:40～12:30(50分)	3限
午後	13:00～13:50(50分)	4限
	14:00～14:50(50分)	5限
	15:00～15:50(50分)	6限
	15:50～16:00	清掃・ST

## 2 特別支援学校

- 再開準備期間においては「登校日」として、再開後は「通常授業に段階的に移行」するため、部や学年、学級を単位として一日おきに登校させるなど、分散登校を行う。
- 公共交通機関で通学する児童生徒が多い学校は、時差登校を行う。
- 学校内においては、3密を避けて指導を行う。

### (1) 日程等の例

(例1) 部や学年、学級を単位として2つのグループ（A、Bとする）に分けて、登校日（又は授業）を設定する。

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B

(例2) 部や学年、学級を単位として2つのグループ（A、Bとする）に分けて、午前か午後に登校日（又は授業）を設定する。

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

- 登校日、授業の日程、時間数については、障害種別などの各校の実情に応じて設定する。

### (2) その他

- 肢体不自由学校及び病弱特別支援学校においては、基礎疾患及び医療的ケアが必要な幼児児童生徒が多数在籍するため、感染時の重症化リスクが高いことを踏まえて、6月1日の授業開始を2週間遅らせる。  
 なお、これ以外の学校においても、個々の学校の実情を踏まえて同様に遅らせることができるものとする。
- 6月1日の学校再開後は、スクールバスの増車や給食を実施することを踏まえて、日程等を調整する。



令和 2 年 5 月 4 日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

市町村立学校における教育活動の円滑な再開に向けた対応について  
(依頼)

市町村立学校の臨時休業期間については、令和 2 年 4 月 24 日付け 2 教保第 113-2 号で 5 月 31 日（日）まで延長し、6 月 1 日（月）に学校を再開する旨を要請しました。

この通知において、県立学校においては、5 月 21 日（木）以降を学校再開準備期間とし、その内容については、改めて通知することとしておりましたが、このたび、別添(写)のとおり具体的な取組内容を取りまとめ、県立学校に通知しました。また、この通知においては、6 月 1 日（月）から学校を再開し、授業を開始することとしておりますが、学校再開後 2 週間は、分散登校を行うなどにより、半日授業を基本に段階的な対応を進めるよう依頼しております。

この通知を踏まえ、市町村立小・中学校向けの「学校再開に向けた段階的な対応例（別添 1）」及び「学校再開準備期間及び学校再開後の分散登校の実施例（別添 2）」を作成しました。

については、管内の市町村教育委員会及び市町村立学校に周知していただくとともに、6 月 1 日（月）からの学校再開に向けた準備につきまして、各地域の実情を踏まえて適切に対応していただくようお願いいたします。

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）  
義務教育課 教科指導・人権教育グループ（野田）  
電話 052-954-6793（保健体育課ダイヤル）  
052-954-6799（義務教育課ダイヤル）



## 学校再開に向けた段階的な対応例(小・中学校)

月	日	曜	期	対応例
5	7	木	学校休業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動は自粛する。</li> </ul> </li> <li>○小学校自主登校教室については、地域の実情に応じて実施する。</li> </ul>
	20	水		
	21	木		
	22	金	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校再開に向けて、<b>登校日を設定する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、分散登校を行う。</li> <li>・一人の児童生徒が登校するのは、週2回程度、1回の在校時間を3時間以内とする。</li> <li>・授業は行わず、ホームルーム、児童生徒の健康状態及び家庭学習への取組状況の確認、面談や相談活動などを行う。</li> <li>・地域の感染状況等を踏まえ、児童生徒への学習支援を実施する。</li> </ul> </li> <li>&lt;分散登校の例&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校児童生徒が半数になるように通学団を2グループに分け、一日おきに通学団ごとの分散学習を行う。</li> <li>・学級の児童生徒を2グループに分け、一日おきに登校日、家庭学習日を設定する。</li> <li>・学級の児童生徒を2グループに分け、午前登校と午後登校に分ける。</li> </ul> </li> </ul>
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
30	土			
31	日			
6	1	月	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業と給食を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、分散登校を行う。</li> </ul> </li> <li>&lt;分散登校の例&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校児童生徒が半数になるように通学団を2グループに分け、一日おきに通学団ごとの分散学習を行う。</li> <li>・学級の児童生徒を2グループに分け、一日おきに登校日、家庭学習日を設定する。</li> <li>・学級の児童生徒を2グループに分け、午前登校と午後登校に分ける。</li> </ul> </li> <li>○部活動の再開に向けた準備を行う。</li> </ul>
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
15	月	○通常授業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動を実施する。</li> </ul>		
16	火			

## 学校再開準備期間及び学校再開後の分散登校の実施例（小・中学校）

- ・各地区の実情に応じて、分散登校を行う。  
※下記例参照（文部科学省では、小1・小6・中3の学習活動再開を優先するよう求めているが、それ以外にも下記例のような方法があると考える）
- ・一つの教室に入る児童生徒数は、20名程度となるように努める。

## ○ 例1

- ・全校児童生徒が半数になるように通学団を2グループ（A、Bとする）に分け、一日おきに通学団ごとの分散学習を行う。

A	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
通学団1	10	6	11	9	9	4	49
通学団2	8	4	9	12	9	8	50
A合計	18	10	20	21	18	12	99

B	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
通学団3	2	10	6	3	3	9	33
通学団4	6	6	6	4	2	7	31
通学団5	4	7	6	8	8	10	43
B合計	12	23	18	15	13	26	107

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
登校日	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
家庭学習日	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

## ○ 例2

- ・学級の児童生徒を2グループ（A、Bとする）に分け、一日おきに登校日、家庭学習日を設定する。

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
登校日	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
家庭学習日	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

## ○ 例3

- ・学級の児童生徒を2グループ（A、Bとする）に分け、午前登校と午後登校に分ける。

	1週目					2週目				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前登校	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後登校	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

- ※ 地区によっては、全校を三つ以上に分けて分散登校することや、学年ごとに時差登校することなども可能である。



**学校における新型コロナウイルス感染症対策（教育委員会）**  
**4月10日以降の動き**

2020/5/3現在

日付	国の動き	日付	県の動き
		4月10日	愛知県緊急非常事態措置に基づき、 <b>臨時休業期間の延長</b> について教育事務所・支所、県立学校に通知 ・令和2年5月6日（水）までとする。
		4月13日	「新型コロナウイルス感染防止を図るための <b>教職員の時差勤務の拡大実施及び在宅勤務の実施</b> について」を各県立学校、教育事務所に通知。
		4月15日	「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う幼稚園の対応について」を市町村教育委員会に通知 ・家庭で保育可能な方等は <b>利用自粛</b> をお願いするなど、各地域の実情に応じて適切に実施。
		4月16日	「 <b>県立学校にオンライン授業を導入</b> します」県立学校にオンライン授業導入に向けたステップ、小中学校のICT教育環境充実への支援について記者発表
4月17日	全都道府県が非常事態宣言対象区域となる		
		4月24日	「 <b>学校の臨時休業期間の延長</b> について」を教育事務所・支所、各県立学校に通知 ・臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）再開とする。
		4月27日	「新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園の対応について」を市町村教育委員会に通知 ・幼稚園の <b>利用自粛期間</b> を、5月31日まで延長することを依頼。
5月1日	文部科学省が新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について通知	5月1日	新型コロナウイルス感染症対策としての <b>学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫</b> について教育事務所・支所、各県立学校に通知。

